

高知県教育振興施設整備事業費交付金交付要綱 新旧対照

新	旧	備考
<p>第1条～第17条 省略</p> <p>(附則)</p> <p>1 この要綱は、令和元年6月3日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第9条第1項第3号及び第4号、第9条第2項、第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>この要綱は、令和3年1月13日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第17条 省略</p> <p>(附則)</p> <p>1 この要綱は、令和元年6月3日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第9条第1項第3号及び第4号、第9条第2項、第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>	<p>附則の追加</p>

別表（第3条関係）新旧対照 ※交付金事業及び交付金事業費限度額については改正なし

新	旧	備考
<p>交付金額</p>	<p>交付金額</p>	
<p>(1) 交付金事業費（交付の要件を満たした事業費をいう。以下この表において同じ。）の中に、備品購入費であって、過疎対策事業債等（過疎地域の市町村にあっては過疎対策事業債を、過疎地域以外の市町村にあっては地域活性化債をいう。以下同じ。）の対象外のものがあるときは、次の（ア）と（イ）との合計額とする。</p> <p>（ア）備品購入費の2分の1の額以内の額</p> <p>（イ）交付金事業費から当該備品購入費を除いた額のうち、過疎対策事業債等の元利償還金に対して措置される普通交付税の額を除いた額の2分の1以内の額</p> <p>(2) 交付金事業費の額の中に、備品購入費であって、過疎対策事業債等の対象外のものがないときは、交付金事業費のうち、過疎対策事業債等の元利償還金に対して措置される普通交付税の額を除いた額の2分の1以内の額とする。</p> <p><u>(3) 交付金事業費の全部又はその一部について地方創生拠点整備交付金等（地方創生拠点整備交付金及び地方創生推進交付金をいう。以下この表において同じ。）を活用する交付金事業にあっては、次の（ア）から（ウ）までの合計額とする。</u></p> <p><u>（ア）交付金事業費のうち、地方創生拠点整備交付金の交付対象事業分については、地方創生拠点整備交付金及び補正予算債又は過疎対策事業債等の元利償還金に対して措置される普通交付税の額を除いた額の2分の1以内の額</u></p> <p><u>（イ）交付金事業費のうち、地方創生推進交付金の交付対象事業分については、地方創生推進交付金及び地方創生推進交付金の交付対象事業分に対して措置される特別交付税の額を除いた額の2分の1以内の額</u></p> <p><u>（ウ）交付金事業費のうち、地方創生拠点整備交付金等の交付対象事業分を除いた分については、（1）又は（2）において、「交付金</u></p>	<p>(1) 交付金事業費（交付の要件を満たした事業費をいう。以下この表において同じ。）の中に、備品購入費であって、過疎対策事業債等（過疎地域の市町村にあっては過疎対策事業債を、過疎地域以外の市町村にあっては地域活性化債をいう。以下同じ。）の対象外のものがあるときは、次の（ア）と（イ）との合計額とする。</p> <p>（ア）備品購入費の2分の1の額以内の額</p> <p>（イ）交付金事業費から当該備品購入費を除いた額のうち、過疎対策事業債等の元利償還金に対して措置される普通交付税の額を除いた額の2分の1以内の額</p> <p>(2) 交付金事業費の額の中に、備品購入費であって、過疎対策事業債等の対象外のものがないときは、交付金事業費のうち、過疎対策事業債等の元利償還金に対して措置される普通交付税の額を除いた額の2分の1以内の額とする。</p>	<p>交付金事業に国の地方創生拠点整備交付金等を充当する場合の交付金額の算定方法を追加</p>

事業費」を「交付金事業費から地方創生拠点整備交付金等の交付対象事業分を除いた額」と読み替えて算定した額

上記の場合において、(1)の(イ)のときは、交付金事業費から当該備品購入費を除いた額の全額に過疎対策事業債等を充当したものととして算定するものとし、(2)のときは、交付金事業費の全額に過疎対策事業債等を充当したものととして算定するものとする。(3)の(ウ)において、「交付金事業費」を「交付金事業費から地方創生拠点整備交付金等の交付対象事業分を除いた額」と読み替えて算定する場合、(1)のイ又は(2)の例により算定するものとする。

なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

上記の場合において、(1)の(イ)のときは、交付金事業費から当該備品購入費を除いた額の全額に過疎対策事業債等を充当したものととして算定するものとし、(2)のときは、交付金事業費の全額に過疎対策事業債等を充当したものととして算定するものとする。

なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。